

2018年9月25日

伊方3号炉広島高裁仮処分決定についての声明

伊方原発をとめる弁護団

伊方原発をとめる会

1. 本日、広島高裁第2部(三木昌之裁判長、富田美奈裁判官、長丈博裁判官)は、伊方原発3号機の運転差止を認めた同部(野々上友之裁判長、太田雅也裁判官、山本正道裁判官)の2017年12月13日即時抗告審決定を取り消し、住民の即時抗告を棄却する不当決定をした。抗告審決定が運転差止の期限とした9月30日の僅か5日前になされた実益のない決定であり、9月30日の経過以前に何が何でも抗告審決定を取り消し、保全異議の利益が失われて却下を余儀なくされる四国電力を救済するという強固な政治的判断が露骨に示された決定である。伊方1号炉についての1992(平成4)年10月29日最高裁判決は、「現在の科学技術水準に照らし」て合理性を判断すべきとしたが、抗告審決定が運転差止の根拠とした火山事象について、住民が複数の火山学者を含む証人申請をしたにもかかわらず、ただの1人も採用しないで、「現在の科学技術水準」を検討することなく、遮二無二、決定に突き進んだ態度に、本日の決定(以下「本決定」という)が予見された。
2. 本決定は、予見された通り、ずさん極まりない決定である。本決定は、原子炉等規制法の規定を根拠に、火山ガイドが原子力発電所の運用期間を「原則として40年」と定めているとしているが、火山ガイドは「原子力発電所の運用期間とは、原子力発電所に核燃料物質が存在する期間とする。」と明記しており、決定が依拠する規定は原子力発電所の運転期間を定めた規定であって、明らかな誤りである。本決定が、火山ガイドも読まないで作成されたことを証明して

いる。

3. また、本決定は、「立地評価に関する火山ガイドの定めは、検討対象火山の噴火の時期及び程度が相当の時点で相当程度の正確さで予測できることを前提としている点においてその内容が不合理であり、火山ガイドの定めに従えば、阿蘇カルデラの過去最大の噴火である阿蘇4噴火(約9万年前)の噴火規模を想定し、火砕流が伊方原発敷地に到達する可能性が十分小さいかどうかを評価することになるが、阿蘇4噴火の火砕流が伊方原発敷地に到達した可能性が十分小さいと評価することは出来ないから、伊方原発敷地に原子力発電所を設置することは認められないことになる。」として、火山ガイドに従えば「伊方原発敷地に原子力発電所を設置することは認められない」としながら、「しかし、検討対象火山の噴火の時期及び程度を数十年前の段階で相当程度の正確さで予測することは困難であるとの現在の火山学の水準の下において、原子力発電所の安全性確保の観点から巨大噴火の危険をどのように想定すべきかについては、我が国の社会が自然災害に対する危険をどの程度まで容認するかという社会通念を基準として判断せざるを得ない。」とした上、「その発生頻度は著しく小さく、国は破局的噴火のような自然災害を想定した具体的対策は策定しておらず、これを策定しようとする動きがあるとも認められないが、国民の大多数はそのことを格別に問題にしていない。そうであれば、破局的噴火によって生じるリスクは、その発生の可能性が相応の根拠を持って示されない限り、原子力発電所の安全確保の上で自然災害として想定しなくても安全性に欠けるところはないとするのが、少なくとも現時点における我が国の社会通念であると認めるほかない。」としたものであって、国が破局的噴火を想定した対策を策定せず、(破局的噴火の危険性を知らされていない)国民の大多数が問題にしていなければ、破局的噴火は想定しなくて良いとしたものであって、無内容かつ虚構の社会通念論により、原子力発電所の危険性に目を瞑った決定に過ぎない。しかも、本決定自ら、破局的噴火の前駆現象を的確にとらえることは出来ないとしながら、

住民側にその立証責任を負担させているのは、明らかな背理である。しかも、本決定は、総論部分では、「基準適合判断の不合理性が事実上推定される場合、四国電力は、それにもかかわらず、伊方原発の運転等によって放射性物質が周辺環境に放出され、その放射線被曝による債権者らの生命、身体に直接的かつ重大な被害を受ける具体的危険性が存在しないことを主張立証(疎明)しなければならない」としておきながら、各論部分では、これに反する上記認定をしており、支離滅裂というべき論理矛盾を犯している。

4. この様に、本決定は、火山事象について、明らかに誤った判断をしている上、基準地震動についての判断もずさん極まりないものではあるが、火山事象に関する立地評価において、火山ガイドに従えば「伊方原発敷地に原子力発電所を設置することは認められない」としたものであって、その判断は抗告審決定と全く同じである。しかも、本決定のいう「社会通念」に反し、国民の大多数は、そのように危険な原発の再稼働に反対しており、火山ガイドの定めにより、伊方3号炉を運転してはならないことに変わりはない。
5. よって、四国電力は、抗告審決定及び本決定の指摘する危険性を直視し、引き続き再稼働させることなく、伊方3号炉を廃炉にすべきである。

以上